

『太陽光発電設置個人世帯に対する「同意書」徴収に対する質問状』へのご回答

Q 1. 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）」は、再生可能エネルギーの価値を認めて作られたものと電力会社もお考えでしょうか。

（回答）

RPS法の目的は、「エネルギーの安定供給に資するため、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する措置を講じ、もって環境の保全に寄与し、及び国民経済の健全な発展に資すること」とされており、国として新エネルギー等に価値を認めているものと考えております。

Q 2. それぞれの再生可能エネルギーによって、発電単価が異なります。同価格でグリーン電力を価値付けすると、特定の安い再生可能エネルギーだけが促進され、それ以外のものは衰退せざるを得なくなるとは思いますがいかがでしょうか。

Q 3. 電力会社も特定の再生可能エネルギーだけを推進しようという方針なのでしょうか。

Q 4. 電力会社は競争原理で自然エネルギーを選択することを是とするのでしょうか。

（回答）

RPS制度は国会の議決を経て電力会社に新エネ利用の義務を課する制度であり、弊社としても、義務の履行を通じて国による新エネルギー利用目標の達成に協力してまいります。なお、義務の履行において、特定の再生可能エネルギーだけを推進しようということは考えておりません。

Q 5. RPSの考え方として、「物理的電気部分」と「環境価値部分」の分け方を妥当だとお考えですか。(例えば太陽光発電の場合、電力会社に設備費がかからないこと、最終的には配電の距離が縮まること、電力安全保障に寄与するなどの価値はどこで評価されるのでしょうか。)

Q 6. 太陽光発電の「物理的電気部分」の価値を本当に石油などの発電燃料分と同等だと電力会社は考えるのでしょうか。

(回答)

「物理的電気部分」と「環境価値部分」を分けるということは、RPS法におけるスキームとして設定されたものと認識しております。また、「物理的電気部分」の価値は、弊社がお客さまの設置される太陽光発電設備から発生する余剰電力を購入することにより回避できたコストということで、「火力燃料費相当」と考えております。

Q 7. 「太陽光発電など発電設備からの販売についてはその価格を妨げるものではない」とRPS法では例外措置が取られていますが、これを電力会社はどう解釈しているのでしょうか。

(回答)

太陽光発電については、地球温暖化対策、国産エネルギーとして有効であるものの、他の新エネルギー発電と比較して発電コストが高いことから、特段の配慮が必要との意見等をふまえ、例外的な措置が取られたものと認識しています。

Q 8. 太陽光発電の既設者に関して、設備認定代行および新エネルギーの当該電力会社への帰属に対して同意しなかった場合、現在の電力購入契約はどのようなのでしょうか。また、現在の契約が切れた後の更新契約において、電力購入価格およびその価格が適用される期間はどのようなのでしょうか。さらに、同意した場合においても、現在の契約が切れた後の電力購入価格およびその価格が適用される期間はどのようなか定かではありません。その点はいかがでしょうか。

(回答)

環境価値を弊社に帰属していただくことに同意を得られなかった場合においては、現契約の契約期間満了を待って、電氣的価値での購入へ契約を変更していただくこととなります。その際の契約期間は1年間とし、双方異議がない場合は以後自動的に更新していくこととなります。また同様に、同意されたお客さまについても、双方異議がない場合は現契約を契約期間満了後も継続することといたします。

Q 9. 太陽光発電の設置者に対して、設備認定代行に同意しない場合は太陽光発電設備の電力受給契約を見直すという方針を出している電力会社もありますが、この実行に関しては裁判も辞さない姿勢でいらっしゃるのでしょうか。

Q10. 新設者が設備認定代行に同意しない場合、太陽光発電の買取価格が約6円との方針を出した電力会社もありますが、では逆に管外の太陽光発電設置者個人から環境価値部分のみ購入する準備はできているのでしょうか。

(回答)

同意いただけないお客さまについては、今後も引き続きRPS法の趣旨をご理解いただき、同意のご協力をお願いしていきたくと考えております。

Q11. 電力会社はRPS法に反対されてきましたが、最終的に妥協され変則的なRPS法が成立しました。電力会社としては、このRPS法を本気で推進しようとされているのでしょうか。

(回答)

弊社は、地球温暖化防止に向け、これまで、新エネルギーの積極的な導入、余剰電力の購入、グリーン電力基金への支援、省エネルギーの推進等を行ってまいりました。

今後も、RPS制度の義務の履行を通じて、国による新エネルギー利用目標の達成に協力し、ひいては地球温暖化防止に向け、努力していく所存でございます。

Q12. 電力会社のからこの「同意書」の「お願い」ではPV設置者に対して、同意しなかった場合に買取価格を低減するような売買電の契約見直しを迫るものと、そのような圧力をかけないものと、各社間で大きな差があります。この点は電力会社としてどのようにお考えでしょうか。

(回答)

弊社としましては、環境価値の帰属について同意いただけないお客さまには、引き続きRPS法の趣旨をご理解いただき、同意へのご協力をさせていただきようをお願いしていきたくと考えております。

以 上